



港長公示第7号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年10月6日

関門港長



関門港若松区第3区及び第4区における航泊の禁止について

関門港若松区第3区及び第4区の海域において、花火大会が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、港長が認めた船舶はこの限りではない。

記

1 期間

令和7年10月25日（土）午後5時30分から午後9時零分まで

ただし、午後9時零分より前に花火大会が終了し、海域の安全が確認された場合はそれまでの間とする。

2 航泊禁止区域

次の各線及び陸岸により囲まれた海面。

ア 北九州市戸畑区牧山5丁目所在の牧山船舶通航信号所から真方位35

1度、640メートルの地点(A点)から真方位310.5度に引いた線

イ 同信号所から真方位352.5度、670メートルの地点(B点)から真方位54.5度に引いた線

ウ 同信号所から真方位30.5度、1,740メートルの地点(C点)から真方位291.5度に引いた線

ただし、北九州市戸畑区銀座2丁目所在の「新川防波堤」及び「一文字第二船だまり一号防波堤」に囲まれた船だまりを除く。

(別紙航泊禁止区域略図参照)

3 備考

航泊禁止期間中、現場付近において巡視艇が警戒に当たるので、海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

